

# 被災滅失施設に係る強制繰上償還の免除

## 概要

- 財政融資資金で取得した施設が東日本大震災により滅失した場合、復旧を行うかどうかにかかわらず、原則として繰上償還を求めない。

- 復旧を行う場合  
繰上償還理由に該当しない。

- 復旧を行わない場合  
繰上償還理由に該当し、財務局長が繰上償還をさせる必要があると認めたときは、繰上償還手続きを行うこととしているが、今回の東日本大震災については、被災地域の復興支援の観点から、被災団体の財政事情等を考慮し、原則として繰上償還を求めないこととした。

(参考)「財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則」  
別紙第18号書式「財政融資資金普通地方長期資金等借用証書」

### 特約条項

第4条 乙(地方公共団体)は、この借入金について、次の各号に掲げる理由がある場合には、甲(財務大臣)から繰上償還を求められても異存ないものとする。

- (2) この借入金の使用によって取得した財産の全部又は一部が焼失又は滅失し、その復旧を行わない場合